



No.	区域線
A	摂津市と寝屋川市との行政界
B	守口市と寝屋川市との行政界
C	(都)豊秀佐太線の道路端

- : 京街道
- - - - : 街道（景観行政団体部分）
- : 街道（道が喪失しているところ）

※歴史的街道区域（一般区域）は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域（道路の端から両側 10mの幅の区間を合わせた区域）です。